

下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会 規約

(設置)

第1条 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を受け、国土交通省が設置した「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」では、第2次提言が取りまとめられたところ。これらを踏まえ、点検や再構築に関する具体的な基準等について、技術的・専門的見地から検討を行うため、下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第3条 検討会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 委員長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第4条 検討会の事務局は、国土交通省上下水道審議官グループ、国土技術政策総合研究所上下水道研究部及び公益社団法人日本下水道協会とし、国土交通省上下水道審議官グループにおいて総括する。

(関係者からの意見聴取)

第5条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(資料の公開)

第7条 会議の配付資料については、ホームページで公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が定める。